

# 富山県障害者計画（第4次）



平成 31 年 3 月

表紙の絵（平成 30 年度「障害者週間のポスター」入賞作品）

表表紙	左	小学生の部 最優秀賞	「楽しいピアノの音」 富山市立東部小学校 3 年 南日 <sup>なんにち</sup> 花陽実 <sup>かひみ</sup> さん
	右	中学生の部 最優秀賞	「助ける心繋がる心」 射水市立小杉中学校 2 年 竹内 <sup>たけうち</sup> 沙羅 <sup>さら</sup> さん
裏表紙	左上	小学生の部 優秀賞	「たすけあいの心」 高岡市立福岡小学校 3 年 石浦 <sup>いしうら</sup> 結 <sup>ゆい</sup> さん
	右上		「みんなが仲良く暮らせる社会へ」 富山市立藤ノ木小学校 6 年 林 <sup>はやし</sup> 瑞葉 <sup>みずは</sup> さん
	左下	中学生の部 優秀賞	「みんなが生きる安心社会」 射水市立小杉中学校 2 年 高松 <sup>たかまつ</sup> 寧々 <sup>ねね</sup> さん
	右下		「心の壁をつくらないで」 射水市立小杉中学校 2 年 服部 <sup>はっとり</sup> 颯希 <sup>さつき</sup> さん

※南日さんの作品は、内閣府の平成30年度「障害者週間のポスター」小学生区分で最優秀賞（内閣総理大臣賞）を受賞され、「障害者週間」広報ポスターに採用されました。

## 「とやま型地域共生社会」の構築を目指して

富山県では、これまで、「富山県障害者計画（第3次）」（計画期間：2014（平成26）年度～2018（平成30）年度）に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、国においては、「障害者差別解消法」の施行（2016（平成28）年）や、障害のある人の地域生活への支援や障害児支援ニーズの多様化に対応するため、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」の改正（2018（平成30）年）などが行われました。

本県においても、こうした国の動きや社会情勢の変化に対応し「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」（2016（平成28）年）及び「富山県手話言語条例」（2018（平成30）年）が施行されています。

このように、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しており、障害及び障害のある人に対する理解の一層の促進、障害の重度化・重複化、医療的ケアなどのさまざまな課題に適切に対応していくことが求められています。

このため、県では、2018（平成30）年に策定した「元気とやま創造計画」や「富山県民福祉基本計画（第2次改定版）」も踏まえ、富山県における障害者施策の一層の推進を図るため、このたび、新たな「富山県障害者計画（第4次）」（計画期間：2019（平成31）年度～2023（平成35）年度）を策定しました。

この計画では、「とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備」、「個々のニーズに応じた福祉サービスの充実」、「質の高い保健・医療体制の充実」、「個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実」を施策の柱として、各種取組や数値目標を拡充し、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境など幅広い分野と密接に連携しながら、きめ細かな施策を展開することとしております。

今後、計画に基づき、市町村や各事業者、関係機関、企業・団体等と連携し、年齢や障害の有無等にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活できる「とやま型地域共生社会」の構築に向けて取り組んでまいりますので、県民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定にご尽力いただきました富山県障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの県民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

富山県知事 石井 隆一

# 目 次

<b>第1編 計画策定の基本的な考え方</b> .....	1
<b>第1章 計画策定の趣旨</b> .....	2
1 計画の趣旨 .....	2
2 計画の性格・位置付け .....	3
3 計画の期間 .....	4
<b>第2章 計画策定の背景</b> .....	5
1 障害者の現状 .....	5
2 障害のある人を取り巻く現状と課題 .....	11
<b>第3章 基本的な考え方</b> .....	13
1 基本理念 .....	13
2 障害者の概念 .....	13
3 基本的視点 .....	13
4 施策の体系 .....	14
<b>第2編 計画の内容</b> .....	15
<b>I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備</b> .....	16
1 障害及び障害のある人に対する理解の促進 .....	16
(1) 啓発・広報活動の推進 .....	17
(2) 福祉教育の推進 .....	17
(3) 地域における交流の促進と県民の参加 .....	18
(4) ボランティア活動の推進 .....	19
2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 .....	20
(1) 障害を理由とする差別の解消 .....	20
(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止 .....	21
3 コミュニケーション支援体制の確立 .....	24
(1) 情報バリアフリー化の推進 .....	24
(2) 情報提供の充実 .....	24
(3) コミュニケーション支援の充実 .....	25
4 住みよい生活環境の整備 .....	27
(1) 暮らしやすい住まいの整備 .....	27
(2) 人にやさしいまちづくりの整備 .....	27
(3) 利用しやすい交通、移動手段の整備 .....	28
(4) ユニバーサルデザインの普及 .....	29

5	安心して暮らせるまちづくりの推進	30
(1)	交通安全対策の充実	30
(2)	防災対策の推進	30
(3)	防犯対策の推進	31
(4)	消費者トラブルの防止	31
<b>II</b>	<b>個々のニーズに応じた福祉サービスの充実</b>	<b>32</b>
1	相談支援体制の整備	32
(1)	自己決定の尊重及び意思決定の支援	32
(2)	地域における相談支援体制の充実	32
(3)	専門的な相談支援体制の充実	34
2	地域生活を支援するサービスの充実	35
(1)	在宅サービス等の充実	36
(2)	障害特性等への対応	40
3	障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用	43
(1)	施設整備の基本的な考え方	43
(2)	施設機能の充実と地域生活支援への活用	43
4	質の高いサービスの提供	44
(1)	サービスの質の向上	44
(2)	福祉を支える人材の育成・確保・定着	44
<b>III</b>	<b>質の高い保健・医療体制の充実</b>	<b>47</b>
1	保健・医療施策の充実	47
(1)	障害の原因となる疾病の予防・早期発見	47
(2)	保健・医療体制の充実	48
(3)	リハビリテーション提供体制の充実	49
(4)	精神保健・医療施策の推進	52
(5)	保健・医療を支える人材の育成・確保	53
<b>IV</b>	<b>個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実</b>	<b>54</b>
1	障害のある子どもの教育・育成の充実	54
(1)	インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進	54
(2)	一貫した教育相談体制の充実と生涯学習の推進	55
(3)	地域療育体制の整備	56
2	雇用・就労の促進	58
(1)	障害のある人の雇用促進、就労支援	58
(2)	福祉的就労の充実	61

3	社会参加活動の推進	62
(1)	スポーツ活動の振興	62
(2)	文化芸術活動等の振興	63
(3)	社会参加促進事業等の推進	63
<b>第3編</b>	<b>計画の推進体制</b>	<b>65</b>
1	障害保健福祉圏域	66
2	施策の推進体制	67
(1)	県民の役割	67
(2)	福祉サービス事業者、各種団体、企業の役割	67
(3)	行政の役割	67
3	計画の進行管理	68
<b>(別表1)</b>	<b>計画に関する指標と数値目標</b>	<b>69</b>
<b>(別表2)</b>	<b>富山県障害者計画の施策体系</b>	<b>72</b>
<b>(参考資料)</b>		<b>73</b>
1	策定経緯	74
2	富山県障害者施策推進協議会条例	75
3	富山県障害者施策推進協議会委員名簿	76
4	関係条例	77
	障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例	
	富山県手話言語条例	
5	用語集	83

# 富山県障害者計画(第4次)の概要

## I 計画の基本的な考え方

### 1 計画の趣旨

現計画期間の成果と課題、障害者の現状、国の障害者施策に加え、「元気とやま創造計画」、「富山県民福祉基本計画(第2次改定版)」や国の障害者基本計画(第4次)などを踏まえ、本県における障害者施策の一層の推進を図るため、その基本となる計画を策定する。

### 2 計画の性格・位置付け

- ① 障害者基本法に基づく富山県の障害者計画
- ② 市町村が障害者施策を推進するうえで、その基本的方向を示した計画
- ③ 障害のある人を含む県民、事業者、福祉団体等の協働指針となる計画
- ④ 「元気とやま創造計画」、「富山県民福祉基本計画(第2次改定版)」の個別計画

### 3 計画の期間: 2019年度~2023年度〔5年間〕

### 4 基本理念

地域の資源を活かしながら、住民相互が包括的に支え合うことにより、年齢や障害の有無等にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活できる「とやま型地域共生社会」の構築を目指します。

### 5 障害者の概念

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

### 6 基本的視点

- 1 障害者本人の自己決定を尊重する
- 2 障害者等の自立を支援し、社会参加を促進する
- 3 障害者本位の総合的で切れ目のない横断的な支援を展開する
- 4 障害の特性に応じたきめ細かな支援を実施する
- 5 ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進する

## III 計画の推進体制

- |            |  |
|------------|--|
| 1 障害保健福祉圏域 | 4圏域(富山、高岡、新川、砺波)                         |
| 2 施策の推進体制  | 幅広い分野での連携<br>国・市町村、障害者団体、NPO・企業等民間団体との連携 |
| 3 計画の進行管理  | 障害者施策推進協議会に進捗状況等を適宜報告                    |

## II 計画の内容(合計472の施策)

法:障害者基本法  
条約:障害者の権利に関する条約

### I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備(147施策)

- 1 障害及び障害のある人に対する理解の促進(法第7条/条約第8条,第10条)  
(1)啓発・広報活動の推進 (2)福祉教育の推進  
(3)地域における交流の促進と県民の参加 (4)ボランティア活動の推進
- 2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止  
(法第4条,23条/条約第10条,12条,14条,16条)  
(1)障害を理由とする差別の解消 (2)権利擁護の推進及び虐待の防止
- 3 コミュニケーション支援体制の確立(法第22条/条例第9条,21条,24条関係)  
(1)情報バリアフリー化の推進 (2)情報提供の充実  
(3)コミュニケーション支援の充実
- 4 住みよい生活環境の整備(法第20条,21条/条約第9条,19条,20条,28条)  
(1)暮らしやすい住まいの整備 (2)人にやさしいまちづくりの整備  
(3)利用しやすい交通、移動手段の整備 (4)ユニバーサルデザインの普及
- 5 安心して暮らせるまちづくりの推進(法第22条,26条,27条/条約第9条,21条,24条)  
(1)交通安全対策の充実 (2)防災対策の推進  
(3)防犯対策の推進 (4)消費者トラブルの防止

### II 個々のニーズに応じた福祉サービスの充実(148施策)

- 1 相談支援体制の整備(法第14条,17条,23条/条約第12条,19条,20条,23条,26条,28条)  
(1)自己決定の尊重及び意思決定の支援 (2)地域における相談支援体制の充実  
(3)専門的な相談支援体制の充実
- 2 地域生活を支援するサービスの充実(1に同じ)  
(1)在宅サービス等の充実 (2)障害特性等への対応
- 3 障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用(1に同じ)  
(1)施設整備の基本的な考え方  
(2)施設機能の充実と地域生活支援への活用
- 4 質の高いサービスの提供(1に同じ)  
(1)サービスの質の向上 (2)福祉を支える人材の育成・確保・定着

### III 質の高い保健・医療体制の充実(80施策)

- 1 保健・医療施策の充実  
(法第14条,17条,23条,31条/条約第12条,14条,19条,25条,26条)  
(1)障害の原因となる疾病の予防・早期発見 (2)保健・医療体制の充実  
(3)リハビリテーション提供体制の充実 (4)精神保健・医療施策の推進  
(5)保健・医療を支える人材の育成・確保

### IV 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実(97施策)

- 1 障害のある子どもの教育・育成の充実(法第16条,17条/条約第24条,30条)  
(1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進  
(2)一貫した教育相談体制の充実と生涯学習の推進 (3)地域療育体制の整備
- 2 雇用・就労の促進(法第15条,18条,19条,23条,24条/条約第19条,24条,26条,27条,28条)  
(1)障害のある人の雇用促進、就労支援 (2)福祉的就労の充実
- 3 社会参加活動の推進(法第25条/条約第30条)  
(1)スポーツ活動の振興 (2)文化芸術活動等の振興  
(3)社会参加促進事業等の推進

4つの基本項目